# 下水道使用料金体系改定のお知らせ

#### 公共下水道(取手地方広域下水道組合を除く)、 ご利用の皆さまへ 農業集落排水、コミニティ・プラント

1月及び2月発行の広報でお知らせしたとおり、平成20年4月使用分から下水道使用料金体系が改定されます。

これまで、「公共下水道」と「旧伊奈町農業集落排水およびコミニティ・プラント」と「旧谷和原村農業集落排水」で、そ れぞれ別々だった料金体系が、一つの料金体系になります。(取手地方広域下水道組合の公共下水道については、これまでの とおりで改定はありません。)

#### 【新しい料金表(月額)について】

(消費稅込額)

	· Δ	基本料金	従量料金( <u>汚水排水量</u> 1立方メートルにつき)					
	区分		1~10 m³	11~20 m³	21~30 m³	31~50 mੈ	51~100 m <sup>3</sup>	101 ㎡以上
一般汚水		525.0 円	73.5 円	136.5 円	147.0 円	157.5 円	168.0 円	178.5 円
_	ー時使用汚水 基本料金なし。汚水排水量 1 立方メートルにつき 178.5 円(公共下水道のみ適用されます)							<b>います</b> )

#### 〔汚水排水量とは〕

- ・上水道で検針した使用水量を汚水排水量としています。
- ・自家水を使用している一般家庭は、自家水だけの場合でも、自家水と上水道を併用している場合でも、世帯員1人当り6㎡ の汚水を排水しているものとして、その世帯人員数分を汚水排水量とします。
- ・自家水を使用している事業所は、自家水用に検針メーターを取り付けていただきます。メーターを検針させていただき、そ の使用水量を汚水排水量とします。自家水と上水道を併用している場合は、それぞれの使用水量を合算し、汚水排水量とします。

## 〔上水道と自家水の検針について〕

- ・2ヵ月に1回の隔月ごとに検針します。
- ・旧伊奈町の区域(みらい平駅周辺の陽光台・紫峰ヶ丘地区を除く)・・・・・・・・・ 偶数月の20日~月末
- ・旧谷和原村の区域(みらい平駅周辺の陽光台・紫峰ヶ丘・富士見ヶ丘地区を含む)・・・奇数月の20日~月末

## 〔使用料の請求・納付について〕

- ・納付書は、2ヵ月に1回の隔月ごとに送付します。
- ・検針の区域ごとに、検針月の翌月20日頃に、検針月の前月分と検針月の当月分の2ヵ月分2枚の納付書を、まとめて送付 します。
- ・現金納付の場合は、2枚の納付書に記載されているそれぞれの納期限(検針月の翌月末と翌々月末)ごとに分けて納付する ことができます。また、最初の納期限にまとめて納付することもできます。
- ・口座振替納付の場合は、毎月の納期限に指定の口座より引き落とします。
- ・納期限は毎月の月末ですが、納期限が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日となります。

## 【料金の算出例について】

上水道の検針水量(2ヶ月分)が45㎡の場合

1 ヵ月あたりの使用水量の算出〔2分の1にして、1ヵ月ごとの水量とします。端数は前月分へ加算します。〕

 $45 \text{ m} \div 2 = 22.5 \text{ m}$ 



検針月の前月分 23 ㎡

基本料金 525 円+従量料金 2,541 円= 3,066 円 検針月の翌月末が納期限

検針月の当月分 22 ㎡

基本料金 525 円+従量料金 2,394 円= 2,919 円 検針月の翌々月末が納期限

# 従量料金の算出

 $1 \sim 10 \,\text{m}$  73.5 円×  $10 \,\text{m}$  = 735 円①

 $11 \sim 20 \text{ m}$   $136.5 \text{ H} \times 10 \text{ m} = 1.365 \text{ H} \odot$ 

 $21 \sim 30 \,\text{m}$   $147.0 \,\text{円} \times \, 3 \,\text{m}$   $= \, 441 \,\text{円}$  ③

147.0 円× 2 m = 294 円④

23 ㎡ 合計額 ①+②+③= 2.541 円

22 ㎡ 合計額 ①+②+④= 2.394 円

[1円未満の端数は切り捨てます]

6